**高等職業訓練促進給付金のご案内**

**◆目的**

　ひとり親家庭の母又は父の職業訓練中（修業中）における生活の負担を

軽減し、経済的な自立の促進を目的とする。

**◆給付金の種類**

　給付金には次の2種があります。

１　訓練促進給付金

２　修了支援給付金

**◆対象者**

　山鹿市に住所を有し、２０歳未満の児童を養育するひとり親家庭の母または父であって、養成機関において修業を開始した日以降において、次の各号のいずれにも該当する方

１　児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にあること

　　（同居する親族の所得により支給停止となっている方も含まれます）

　※所得水準を超過した場合であっても、１年に限り引き続き対象となります

２　対象資格を取得するため、養成機関において６か月以上のカリキュラムを修業し、当該資格の取得が見込まれる者であること

３　仕事または育児と修業の両立が困難であると認められる者であること

４　過去に訓練促進給付金の支給を受けたことがない者であること

　　ただし、准看護師資格取得後、引き続き正看護師資格取得のために修学している場合に限り、通算で48ヶ月まで給付金受給可能。その場合、改めて申請手続きが必要です。

５　訓練促進給付金と同種の給付金の支給を受けていないこと

　　※ハローワークにも同種の給付金制度あり

**◆対象資格**

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、社会福祉士、美容師、栄養士、調理師、理学療法士、作業療法士ほか

**◆支給期間等**

１　訓練促進給付金：修業する期間の全期間（上限４年）

２　修了支援給付金：修了日を経過した日以降に支給（1回のみ）

**◆支給額**

１　訓練促進給付金：住民税非課税世帯　月額１００，０００円

住民税課税世帯　　月額　７０，５００円

（課程の修了までの期間、最後の１２か月は月額40,000円加算）

２　修了支援給付金：住民税非課税世帯　５０，０００円

住民税課税世帯　　２５，０００円

**◆事前相談の実施**

受講されるカリキュラムが給付の対象となるか等、事前の確認が必要です。

養成機関のパンフレット等を持参のうえ、お早めに担当窓口へご相談ください。

**◆申請に必要な書類（手続きは、入学後となります。）**

・養成機関の長が発行する在籍を証明する書類（在学証明書）

・振込み先となる金融機関口座の通帳（申請者名義のもの）

・マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

※申請を受理した月からが支給対象となりますのでご注意ください。

※入校した養成機関のパンフレット等があればご持参ください。

**◆受給資格喪失事由**

主に以下の事由が生じた時は受給資格喪失になる可能性がありますので、事由の生じた日から１４日以内に市担当窓口まで届け出てください。

・退学、休学

・婚姻（事実婚を含む）

・市外へ転出

・子を扶養しなくなった

・申請者の収入の増加等により児童扶養手当が支給停止になった

**◆ご注意**

・この制度は国の制度に基づき実施しているため、国の制度改正で内容を変更することがあります。

・受給資格が喪失した際に届け出をしなかった、また偽り等により受給した場合は、不正受給として給付金の全部もしくは一部の返還を求めます。

・この制度は、ひとり親家庭の経済的自立を目的としたものであるため、資格

　を取得し、就職が見込まれる方を対象とします。

**お問い合わせ先（市担当窓口）**

山鹿市役所　子ども課

児童家庭係

ＴＥＬ　０９６８－４３－１５１４